

日本語教育課程等実施規則（学則）

国際アカデミー日本語学院 取手校

国際アカデミー日本語学院 取手校 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和7年4月1日策定

第1章 総 則

（本学院の目的）

第 1 条

- 1 本学院は、生徒の可能性を最大限に引き出し、目標とする進学の実現を目指す。
- 2 日本語能力の向上を図るとともに、自律学習能力を養う。
- 3 日本の生活に適応できるよう異文化理解を深める教育を提供する。

（名称）

第 2 条

本学院は、国際アカデミー日本語学院取手校（英語名は INTERNATIONAL ACADEMY JAPANESE LANGUAGE INSTITUTE TORIDE CAMPUS）と称する。

（コース）

第 3 条

本学院には進学2年コース、進学1年6か月コースを置く。

（主たる事務所の所在地）

第 4 条

本学院の主たる事務所は茨城県取手市白山3丁目2番29号に置く。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（実施期間）

第 5 条

日本語教育課程並びにそれらの評価等を実施する期間は、進学2年コースは4月1日から翌々年3月31日まで、進学1年6か月コースは10月1日から翌々年3月31日までとする。

（授業日数及び休業日）

第 6 条

- 1 本学院が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。
- 2 休業日は、次のとおりとする。
 - （1）土曜日及び日曜日
 - （2）国民の祝日に関する法律で規定する休日

- (3) 夏期休業 (8月上旬～8月下旬)
- (4) 秋季休業 (10月上旬)
- (5) 冬期休業 (12月下旬～1月上旬)
- (6) 春期休業 (3月下旬～4月上旬)

3 学院長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第2項に定める休業日のほか、学院長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 日本語教育課程

(授業の始業時刻)

第7条

本学院の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- (1) 午前授業 09時00分～12時30分
- (2) 午後授業 13時00分～16時30分
- (3) 授業時間 45分/1単位時間とする

(日本語教育課程)

第8条

本学院には、各部に以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう)、収容定員数、教員数、クラス及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	教員数	クラス名 (参照枠の尺度)	授業時間数(1単位時間=45分)
進学2年コース	2年	B2	40人	5～6人	初級(A1)	200単位時間
					初中級(A2)	200単位時間
					中級1(B1)	200単位時間
					中級2(B1)	200単位時間
					中級3(B1)	200単位時間
					上級1(B2)	200単位時間
					上級2(B2)	200単位時間
進学1年6か月コース	1年6か月	B2	40人	5～6人	中級1(B1)	200単位時間
					中級2(B1)	200単位時間
					中級3(B1)	200単位時間
					上級1(B2)	200単位時間
					上級2(B2)	200単位時間
					上級3(B2)	200単位時間

(教育の提供方法)

第9条

- 1 本学院は、学習者、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供する。
- 2 コースの収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第 10 条

クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する受講者を、20 名以下ごとに分けて編成する。

第 4 章 出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席

(出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席)

第 11 条

- 1 本学院が定めた出席すべき日（授業、学校行事等）に始業から終業時間まで不足なく参加した場合は、出席が認められる。
- 2 授業開始後 15 分以内の入室は「遅刻」とする。
- 3 授業開始後 15 分を超えての入室は「欠席」とする。
- 4 授業終了時間より 15 分以内の退室は「早退」とする。
- 5 授業終了時間より 15 分を超えての退室は「欠席」とする。
- 6 遅刻・早退を合わせて 3 回で、1 回の欠席とする。
- 7 離席が 15 分を超える場合「欠席」とする。
- 8 特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当し且つ学院長の承認を得た場合に限り、必要な日数または時間数が出席として扱われる。
 - (1) 非常災害
 - (2) インフルエンザ等の隔離が必要な感染症
 - (3) 忌引き（3 親等以内に限る）
 - (4) 進学先のオープンキャンパス、進学説明会、入学試験参加のための欠席
 - (5) その他、学院長が特別欠席と判断したもの

第 5 章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第 12 条

本学院では 1 年を 4 学期制（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月）とし、各学期末（6 月、9 月、12 月、3 月）に定期試験として期末試験（到達度テスト）を 1 回実施する。期末試験の科目は、日本語教育の参照枠における 5 技能（聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くこと）とする。学習の評価は、期末試験の結果および小テストや提出物の結果に基づいて行い、いずれも 60 点以上を合格とする。期末試験において 70 点に満たない場合は補習を行い、60 点に満たない場合は補習および再試験を行う。再試験に合格した場合、点数は 60 点とする。小テストお

よび提出物において 70 点に満たない場合は追加課題の提出を行い、60 点に満たない場合は追加課題の提出および再試験を行う。再試験に合格した場合、点数は 60 点とする。成績は期末試験の結果を 60%、小テストや提出物の結果を 40%の割合で総合し、以下の基準で評価する。

A : 100～90 点、B : 89～75 点、C : 74～60 点、D : 59 点以下

(進級・修了・卒業の認定)

第 13 条

各学期において、成績が C 以上であり、かつ出席率が 80%以上であることを修了の要件とする。修了をもって次学期への進級を認める。すべての学期の修了要件を満たした者を卒業と認定する。

第 6 章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第 14 条

- 1 本学院に次の教員及び職員を置く。
 - (1) 学院長
 - (2) 主任教員
 - (3) 本務等教員 2 名以上
 - (4) 教員 2 名以上
 - (5) 生活指導担当者 2 名以上
 - (6) 事務統括責任者
 - (7) 事務職員（事務統括責任者を除く） 1 名以上
- 2 教員は非常勤とする。

(学院長)

第 15 条

学院長は本学院の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第 16 条

本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教職員会議)

第 17 条

- 1 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。
- 2 教職員会議は学院長が主宰する。

第7章 在籍等

(在籍)

第18条

本学院に在籍できる者は、専門学校に進学することを目指す外国人で、且つ学院長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第19条

在籍の開始時期は、進学2年コースは4月、進学1年6か月コースは10月とする。

(入学手続)

第20条

本学院への入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第24条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める入学検定料以外の納付金及び必要な書類を添えて入学の手続きをしなければならない。
- (4) 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本学院に申し出なければならない。

(転学)

第21条

- 1 本学院から転学を希望する者は、学院長にその旨を届出て、学院長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。
- 2 災害などで本学院が使用できない場合、生徒を支援し、協定先への転学を勧める。

(退学)

第22条

退学しようとする者は、その事由を記し学院長の許可を受けなければならない。

(休学)

第23条

- 1 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合はその事由及び休学の期間を記載した休学届けに診断書その他必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て学院長の許可を得て復学す

ることができる。

第8章 生徒納付金

(生徒納付金)

第24条

- 1 日本語教育課程を受講する者は、生徒納付金としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

進学2年コース (単位：円/税込)

	入学時 (1年目)	2年目	合計
入学検定料	20,000	—	20,000
入学金	50,000	—	50,000
授業料	633,000	633,000	1,266,000
施設費	40,000	40,000	80,000
教材費	30,000	30,000	60,000
課外活動費	10,000	10,000	20,000
保険料	5,000	5,000	10,000
健康管理費	6,000	6,000	12,000
合計	794,000	724,000	1,518,000

進学1年6か月年コース (単位：円/税込)

	入学時 (1年目)	2年目	合計
入学検定料	20,000	—	20,000
入学金	50,000	—	50,000
授業料	633,000	316,500	949,500
施設費	40,000	20,000	60,000
教材費	30,000	15,000	45,000
課外活動費	10,000	5,000	15,000
保険料	5,000	2,500	7,500
健康管理費	6,000	6,000	12,000
合計	794,000	365,000	1,159,000

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(生徒納付金の返還)

第25条

既に納入した生徒納付金は、別に定める返金規定に基づき返金するものとする。

第9章 賞罰

(賞罰)

第26条

成績優秀にして他の模範となる者については、学院長はこれを表彰することができる。

(懲戒処分)

第27条

- 1 生徒が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は当該生徒に対して、懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の2種とする。
- 3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 学院の秩序を乱しその他生徒として本分に反した者で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (4) 正当な理由なく出席が常でなく、長期にわたり連絡がとれない者
 - (5) 正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない者

第10章 雑則

(健康診断)

第28条

健康診断は各生徒が毎年1回受診するよう、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第29条

この学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

国際アカデミー日本語学院 取手校 日本語教育課程等実施規則（学則）施行細則

2025年4月1日制定

第1章 総則

（目的）

第1条 本細則は、「国際アカデミー日本語学院取手校 日本語教育課程等実施規則」（以下「学則」という。）第29条に基づき、学則の円滑な運用および適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 授業及び休業日

（臨時の休業日）

第2条 学則第6条第4項に定める臨時の休業日は、生徒の安全確保を最優先とし、学院長が必要と認めた場合に定めるものとし、以下の各号に掲げる事由に該当する場合を含む。

- (1) 取手市に「大雨警報」「洪水警報」「暴風（暴風雪を含む）警報」及びこれらにかかる「特別警報」が発表された場合
- (2) 翌日に大型の台風が直撃するなど、警報等の発表が明らかに予測される場合
- (3) 授業日の前日及び当日に震度5弱以上の地震が発生した場合や、避難情報（「高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）の発令があった場合
- (4) 政府・自治体からの非常事態宣言や感染症等に関する休業要請が出た場合

第3章 授業内容および評価

（授業科目）

第3条 学則第9条に基づき、本学院の日本語教育課程における主要な授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 総合日本語（聞くこと、読むこと、話すこと（やりとり）、話すこと（発表）、書くこと）
- (2) 応用活動（聞くこと、読むこと、話すこと（やりとり）、話すこと（発表）、書くこと）
- (3) 漢字（書くこと、読むこと）

（提出物の定義）

第4条 学則第12条に基づく評価対象としての「提出物」は、作文とする。

第4章 教職員体制

（教職員会議）

第5条 学則第17条に定める教職員会議は、次のとおり開催する。

- (1) 原則として、8月、12月、3月の長期休業期間中に各1回以上開催する。
- (2) 必要に応じて臨時に開催することができる。

第5章 入学手続き

(指定期日)

第6条 学則第20条に定める「指定期日」は、以下のとおりとする。

- (1) 学則第20条第1号に定める入学願書等及び入学検定料に関する指定期日は以下のとおりとする。
 - ① 4月入学希望者（進学2年コース）：前年9月末日まで
 - ② 10月入学希望者（進学1年6か月コース）：当年3月末日まで
- (2) 学則第20条第3号に定める入学手続きの完了に関する指定期日は、在留資格認定証明書を交付された日から14日以内とする。
- (3) 上記の期日を超える場合は、事前に理由を添えて学院長の承認を得なければならない。

第6章 納付金

(所定の納付期日)

第7条 学則第24条第2項に基づく「所定の期日」は、以下のとおりとする。

- (1) 進学2年コース：入学した年の翌年3月15日まで
- (2) 進学1年6か月コース：入学した年の翌年9月15日まで

第7章 表彰

(表彰の基準と内容)

第8条 学則第26条に基づく表彰は、以下の基準に従い、学院長がこれを行うものとする。

- (1) 6か月間、無遅刻・無欠席・無早退であった者を皆勤賞として表彰する。
- (2) 日本語能力試験（JLPT）N2に合格した者を表彰する。
- (3) 日本語能力試験（JLPT）N1に合格した者を表彰する。

附則

この細則は、2026年4月1日より施行する。

国際アカデミー日本語学院 取手校 学費返金規定

- 入学検定料は、理由の如何に関わらず返金しない。
- 返金の際にかかる金融機関の振込手数料は、すべて受取人の負担とする。

1) 入国前

1. 在留資格認定証明書交付後のキャンセルは、入学検定料と入学金を除く全納付金を返金する
 - ・条件：入学許可証の返却、在留資格認定証明書の返却
2. 査証（留学ビザ）不許可の場合は、入学検定料と入学金を除く全納付金を返金する。
 - ・条件：入学許可証の返却、査証不許可の確認
3. 査証（留学ビザ）取得後のキャンセルは、入学検定料と入学金を除く全納付金からキャンセル料を差し引いた金額を返金する。
 - ・キャンセル料：15,000 円
 - ・条件：入学許可証の返却、留学ビザの取り消しの確認

2) 入国後、入学前

入国査証を取得し来日したが入学前にキャンセルをした場合は、入学検定料と入学金を除く全納付金からキャンセル料を差し引いた金額を返金する。

- ・キャンセル料：15,000 円
- ・条件：帰国の確認、在留カード番号失効照会の確認、在留カードに穴を開けた写真の確認、出入国スタンプの確認

3) 入学後の退学

- 授業料及び施設費の未受講期間分は、特定商取引法で定められた5万円又は残額の20%に相当する額のいずれか低い額をキャンセル料として差し引いた金額を返金する。
 - 教材費は学期単位で返金する（1学期あたりの単価：7,500円）。
 - 課外活動費・健康管理費は、実施していない場合に限り返金する。
 - 保険料は保険会社の規定に準じる。
- ・条件①帰国による中途退学の場合：帰国の確認、在留カード番号失効照会の確認、在留カードに穴を開けた写真の確認、出入国スタンプの確認
 - ・条件②転学による中途退学の場合：転学先の入学証明の確認
 - ・条件③進学による中途退学の場合：進学先の在籍証明
 - ・条件④就職による中途退学の場合：新たな在留資格の取得の確認及び就職先の雇用証明の確認

4) 学費返金対象除外事項

1. 退去強制処分や除籍処分：原則として納付金は返金しない。
2. 来日が遅れた場合：未受講分の授業料、設備費、教材費、課外活動費、保険料の返金はしない。

5) 免責事項

天災、事故、感染症など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料、設備費、教材費、課外活動費、保険料の返金はしない。

国際アカデミー日本語学院 取手校 健康診断実施規定

1. 生徒の健康診断は、年1回（4月生は4月、10月生は10月）実施する。
2. 実施する医療機関は茨城県竜ヶ崎市の根本医院とする。
3. 健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- ・身長、体重、腹囲

- ・視力、聴力

- ・胸部エックス線

- ・結核

- ・血圧

- ・尿

- ・心電図

- ・内科問診

2025年4月1日制定